

自分の名前、住所で取引履歴開示請求が可能

《完済後の過払い請求》

クレディット金利(灰色金利)の存在は広く知られるようになったが、長引く景気の低迷を反映してここ半年、司法書士や弁護士にクレジット、サラ金の債務の完済後でも「過払い請求」ができるかどうかという相談が増えているという。民事上の請求権は10年で、吉野総合事務所の司法書士、吉野正さんは、「完済後10年を経過していなければ過払い金の返還請求は可能」と話し、専門家に相談することを勧めている。

「過払い金返還」 目的の取引履歴開示請求

クレディット金利は利息制限法の上限金利と出資法の上限金利(20・2%)の間にある金利をいう。利息制限法の金利の上限は以下の通り。
貸し金10万未満(年20%まで)▽同10万円~100万円未満(年18%まで)▽100万円以上(年15%まで)

現在では大手クレジット会社などは利息制限法の上限金利に設定金利を下げているが、少なくとも過去にキャッシング取引を行っていた場合には、「任意」には支払う必要がないクレディット金利を支払い、「過払い状態」を続けていた。完済後の過払い請求を行うには「支払明細書」「キャッシングカード」などがなくてはならない。



「完済後10年を経過していなければ過払い請求は可能」と話す司法書士の吉野さん

《取材協力》
吉野司法書士総合事務所
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-3
天満橋千代田ビル1号館6F 天満橋駅すぐ
電話06(6949)1507/FAX06(6949)1508
http://homepage3.nifty.com/yro-yoshino/
司法書士 吉野総合 **検索**

完済後10年まで過払い金の返還請求が可能

も「名前」「住所」「生年月日」などを通知すれば、取引履歴開示請求ができる。
2005年7月に最高裁が「保存している取引履歴のすべての開示義務」を認めてから以後は、大手の消費者金融やクレジット会社は完済後の取引履歴の開示にも応じている。

過払い金がこの位発生しているかどうかは、貸金業者から取引履歴を取り寄せて引直計算してみないと判明しないが、吉野さんは「一般的には5年以上の取引があれば過払い金が発生している可能性がある」という。
通常の過払い金返還手続きとはほとんど変わるところはない。唯一、異なるのは、この取引履歴開示請求は「過払い金返還」を目的に行うことだ。継続した金銭消費貸借取引上の時効起算点は最終取引日であることは、法廷上でも争うことはない。ただ、同一会社との取引の継続でも「途中で完済により一度取引が終了している場合は、注意が必要」(吉野司法書士)という。

《債務整理事例》

- ◎58歳 女性
A社(約20年の取引) 約定残50万円→過払い179万円
B社(約17年の取引) 約定残71万円→過払い95万円
C社(利息制限法内金利) 約定残57万→減額交渉結果43万円
合計約定残178万円→231万円の過払い金回収
- ◎52歳 男性
A社(約17年の取引) 約定残100万円→過払い84万円
B社(約1年の取引) 約定残18万円→残債務17万円
合計 約定残118万円→67万円の過払い金回収
- ◎37歳 女性
A社(約15年の取引) 約定残22万円→過払い127万円

- ◎37歳 男性
A社(約13年の取引) 約定残50万円→過払い26万円
B社(約6年の取引) 約定残38万円→過払い9万円
C社(約7年の取引) 約定残3万円→過払い36万円
D社(約14年の取引) 約定残0円(完済済み)→過払い230万円
E社(約10年の取引) 約定残0円(完済済み)→過払い100万円
合計 約定残91万円→401万円の過払い金回収
- ◎54歳 男性
A社(約15年の取引) 約定残100万円→過払い220万円
B社(約9年の取引) 約定残50万円→過払い22万円
C社(約7年の取引) 約定残50万円→残債務0円
合計 約定残200万円→242万円の過払い金回収

小・中・高生授業対策
～入試対策まで対応
進学塾 進学塾 進学塾

